

平成28年度6月期 工事契約制度の見直しについて

1 総合評価落札方式の一部見直しについて

1 概要

本市では、平成25年6月から総合評価落札方式を本格導入し、企業の技術力に着目した、施工上の課題への対応や、安全対策に関し配慮すべき事項などを評価項目とする施工計画の提出を求めるほか、配置予定技術者などを評価し、本市にとって最も有利な申込みをした者を落札者としておりますが、これまでの評価状況等を踏まえ、評価項目や評価基準について、一部見直すこととします。

また、平成26年6月改正の、いわゆる「改正品確法」第22条の規定に基づき策定された『発注関係事務の運用に関する指針』において、入札参加者の施工能力の評価項目として、新たに登録基幹技能者の資格の保有が位置付けられたこと等を踏まえ、「登録基幹技能者の活用」を評価項目として追加します。

2 見直しの内容

(1) 「施工計画」に係る評価基準

『施工上の課題への対応の的確性』と『本体構造物等の品質管理対策など』に関し、企業から提出された提案を評価する際、満点でない場合も部分的に評価し、採点対象とします。

評価項目		現行	見直し後
1	施工上の課題への対応の的確性	各評価細目につき、求める提案数に制限がなく、複数の場合、部分点はなく、「10点」か「0点」となる。	各評価細目で具体的な課題提案項目を2つ設定。そのいずれかについて有効な提案をした場合、「5点」を与える。
2	本体構造物等の品質管理対策 (土木・水道施設)	評価基準	評価基準
	構造物等の品質管理対策 (建築)	評価点	評価点
	機材(機器及び材料)の品質管理対策及び性能確認方法等 (設備)		

(2) 「配置予定技術者」に係る評価基準

若手技術者の登用や新規採用へつなげるため、本市総合評価落札方式における配置予定

技術者に係る評価の対象として、これまでの主任（監理）技術者としての施工実績に加え、**現場代理人としての施工実績についても評価の対象とします。**

なお、現場代理人としての実績を申し出るときは、その者は当然に主任（監理）技術者の資格を有するものでなければならないこととします。

《配置予定技術者》

現行 評価項目	見直し後		
	評価項目	評価基準	評価点
過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者としての施工実績	過去5年度間及び今年度完成の同業種工事の主任（監理）技術者 又は現場代理人 としての施工実績	<ul style="list-style-type: none"> ・コリンズ竣工登録同業種工事で0.7規模以上の実績あり ・コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模以上0.7規模未満の実績あり ・コリンズ竣工登録同業種工事で0.5規模未満又は実績なし 	10 5 0

(3) 「登録基幹技能者」に係る評価基準

基幹技能者制度は、平成8年に専門工事業団体による民間資格としてスタートし、平成20年1月に改正された建設業法施行規則において、新たに「登録基幹技能者制度」として位置付けられました。また、前記の「発注関係事務の運用に関する指針」において、「現場の担い手の育成・確保」として、技能労働者の技能等（登録基幹技能者等の資格の保有）の評価を求めています。

登録基幹技能者は、現場の状況に応じた施工方法等の提案及び他の職長との連絡・調整等の役割を担っており、現在、登録基幹技能者は33職種について資格化されています。

このような状況を踏まえ、工事全体の品質確保を図るとともに、登録基幹技能者の更なる技術の向上を目的に、**「登録基幹技能者の活用」の評価項目を追加します。**

追加項目		
評価項目	評価基準	評価点
登録基幹技能者の活用	案件ごとに、登録基幹技能者の評価対象職種を設定	
	(1) 評価対象職種の登録基幹技能者を配置する（下請企業と雇用関係がある、又は下請企業である登録基幹技能者も可）。	(1) 5
	(2) 配置なし	(2) 0

案件ごとに、登録基幹技能者の評価対象職種を設定する。

配置予定技術者又は現場代理人との兼務の場合は評価対象外とする。

なお、登録基幹技能者が当該職種に係る作業に従事していない場合又は監理技術者若しくは現場代理人と兼務している場合は、工事成績評定の減点対象とする。

備考

- 1 履行確認 次の3者が提出書類及び実地により行う。
 - (1) 専任監督員及び総括又は主任監督員
 - ア 施工計画書、施工体制台帳等に併せて提出された登録基幹技能者配置申出書で確認
 - イ 立会等の監督業務においてアの申出書（変更に係る2の申出書）に記載された登録基幹技能者が当該職種に係る作業に従事していることを確認
 - (2) 検査員
 - ア 工事監察等において(1)アの申出書（変更に係る2の申出書）に記載された登録基幹技能者が当該職種に係る作業に従事していることを確認
 - イ しゅん工図書で確認
- 2 登録基幹技能者の変更 評価対象職種の範囲内であれば、登録基幹技能者変更申出書を提出することにより可能
- 3 落札者の決定に反映された登録基幹技能者が当該職種に係る作業に従事していない場合又は監理技術者若しくは現場代理人と兼務している場合は、工事成績評定点から3点の減点を行う。

3 適用の時期

平成28年6月3日以降公表分から適用する。